

4 - 3 障害者福祉

わが国では、平成19年に障害者の権利及び尊厳を保護し促進するための包括的・総合的な国際条約である「障害者権利条約」に署名した後、障害者基本法の改正など、国内法の整備が進められ、平成26年1月、同条約を批准しました。

本市においても、令和6年3月に、障害者基本法などに基づき、「なごや障害児者福祉プラン」を策定し、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害福祉サービス等の提供体制の確保に取り組みます。併せて、読書バリアフリー法に基づき、「名古屋市読書バリアフリー推進計画（第1次）」を策定し、視覚障害者等の読書環境の整備の推進を図っています。

また、平成31年4月には、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」を施行し、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して共に生きることのできる社会の実現を目指して取り組みを進めています。

(1) 障害者総合支援法による制度等

障害者自立支援法は、支援費制度の課題を解決し、サービスの一層の充実を図るため、費用負担のルール化やサービス利用の仕組みの一元化のほか、福祉サービスの体系の再編、就労支援の強化、支給決定の仕組みの透明化・明確化などを柱としています。

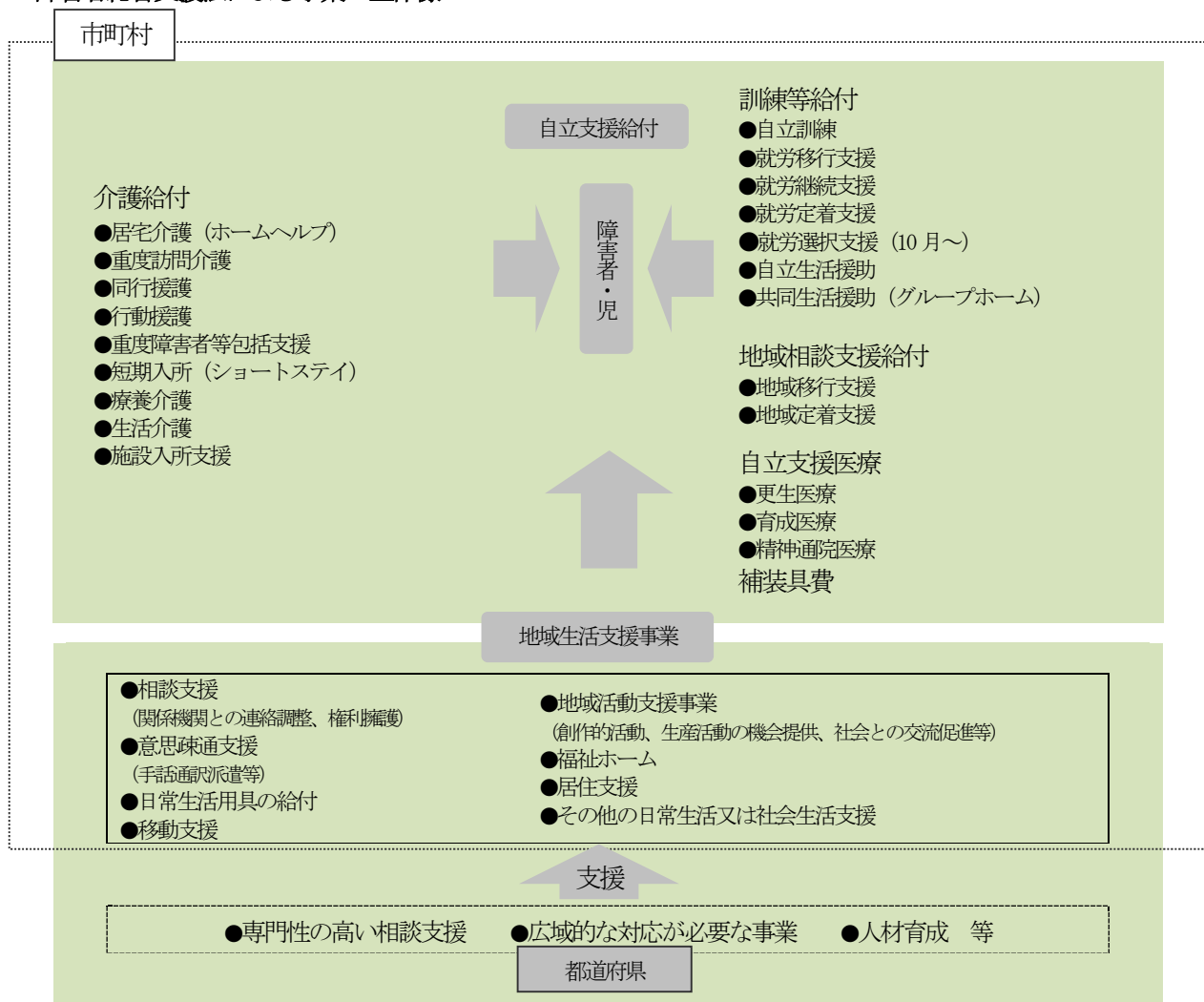
また、同法の附則においては、施行後3年を目途として法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされており、「施行後3年の見直し」の一環として、平成21年度には良質な人材確保、障害福祉サービスの質の向上、事業者の経営基盤安定等を図るための報酬改定の見直しなどが行われ、さらに平成22年度においては利用者負担の見直しが行われました。

さらに、平成22年12月に「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、同行援護の新設や利用者負担に関する規程の修正などが平成24年4月1日までの間に段階的に施行されました。

平成24年6月には、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成26年4月1日までの間に段階的に施行されました。これにより、法律の名称が障害者自立支援法から障害者総合支援法に変わるとともに、障害者の範囲に難病等を追加、また、障害支援区分への名称・定義の改正などが行われました。

さらに、平成28年5月には、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを趣旨とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年4月1日に施行されました。

1. 障害者総合支援法による事業の全体像



2. 自立支援給付と地域生活支援事業

- 自立支援給付
 - ・ 障害福祉サービス

介 護 給 付	居 宅 介 護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由者や知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うとともに、入院中の意思疎通の支援等を行います。
	同 行 援 護	視覚障害で移動に著しい困難を有する人に外出時に同行して移動に必要な情報を提供するなどの支援を行います。
	行 動 援 護	知的障害、精神障害により行動上著しい困難がある人が行動する時に、危険を回避するために必要な外出支援などを行います。
	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間に、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓 練 等 給 付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場所を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就 労 定 着 支 援	就労移行支援等から一般企業等へ就労した人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	就 労 選 択 支 援	就労先・働き方についてより良い選択ができるように、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。（令和7年10月～）
	自 立 生 活 援 助	入所施設や共同生活援助等から一人暮らしへ移行した人に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日などに、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

計 画 相 談 支 援	障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用のために、相談支援専門員が地域生活における身近な相談役となり、ケアマネジメントを行うなどの支援を行います。
地 域 相 談 支 援	施設に入所している人や長期間精神科に入院している人などを対象に、地域における生活に移行（退所・退院）するための相談に応じるなどの支援を行います。また一人暮らしの人などを対象に、地域での生活が定着するように支援を行います。

・補装具費（75 頁〔第 4 章 4-3(2)〕参照）

・自立支援医療

育 成 医 療 日常生活に支障のある疾患がある児童及び将来の自活に支障をきたす身体的不自由を残すおそれのある児童は、指定医療機関において必要な医療の給付を受けることができます。

更 生 医 療 身体障害者が障害の軽減や除去をすることが可能な医療を受けるときは、指定医療機関において医療の給付を受けることができます。

精神通院医療 精神障害者が病院又は診療所へ入院しないで精神障害の医療を受ける場合で、通院による治療を継続的に必要とするものは、指定医療機関において医療の給付を受けることができます。

○ 地域生活支援事業

地 域 生 活 支 援 事 業	理 解 促 進 研 修 ・ 啓 発 事 業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、障害者理解を深めるための事業を行います。 ・障害者と市民のつどい、障害者週間記念のつどい、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布等
	自 発 的 活 動 支 援 事 業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業を行います。 ・精神障害者家族ピアサポート総合事業
	相 談 支 援 事 業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。 ・障害者基幹相談支援センター、賃貸住宅入居等サポート事業
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要な方のうち成年後見制度の利用に必要となる費用の負担が困難と認められる方に対して、その費用の全部又は一部を助成します。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備を行います。
	移 動 支 援 事 業	屋外での移動が困難な障害のある人について外出のための支援を行います。
	地 域 活 動 支 援 事 業	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
	意 思 疎 通 支 援 事 業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け支援者、代筆・代読支援員の養成や派遣などを行います。
	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び表現技術を習得した者を養成します。
	日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行います。
	そ の 他 の 事 業	自立した日常生活又は社会生活を営むため福祉ホーム事業、重度障害者移動入浴事業、日中一時受入事業、社会参加促進事業、重度障害者等就労支援事業などを行います。

3. 障害福祉サービスの利用者負担

利用者負担は利用者（18歳未満の方は保護者）の負担能力に応じた負担となります（上限額まではサービス費用の1割を負担）。なお、以下のような負担軽減措置があります。

(1) 負担上限月額設定

軽減の対象となるサービス		軽減内容等	
通所・在宅サービス グループホーム	障害者 (18歳以上)	生活保護世帯	0円
		市民税非課税世帯	0円
		市民税所得割16万円未満の世帯	上限額 9,300円
		市民税所得割16万円以上46万円未満の世帯	上限額 18,600円
		市民税所得割46万円以上の世帯	上限額 37,200円
	障害児 (18歳未満)	生活保護世帯	0円
		市民税非課税世帯	0円
		市民税所得割28万円未満の世帯	上限額 4,600円
		市民税所得割28万円以上46万円未満の世帯	上限額 18,600円
		市民税所得割46万円以上の世帯	上限額 37,200円
入所施設	20歳以上	生活保護世帯	0円
		市民税非課税世帯	0円
		市民税課税世帯	上限額 37,200円
	20歳未満	生活保護世帯	0円
		市民税非課税世帯	0円
		市民税所得割28万円未満の世帯	上限額 9,300円
		市民税所得割28万円以上の世帯	上限額 37,200円

(2) 補足給付

	対象となるサービス	減免・給付の条件
補足給付	入所施設 グループホーム	生活保護世帯、市民税非課税世帯 (但し、入所施設については20歳未満は市民税課税世帯も対象。)

上記のほか、「高額障害福祉サービス等給付費」、「高齢障害者に対する負担軽減策（新高額障害福祉サービス等給付費）」、「生活保護への移行防止（負担上限額及び食費等実費負担額を下げる）」等の軽減策が講じられています。

※ 自立支援医療、補装具費の支給についても所得区分に応じた利用者負担上限額を超える負担は生じませんが、上限月額までは費用の1割の負担となります。（ただし、世帯の所得が一定水準以上の場合は制度対象外となります。また、自立支援医療は医療保険単位を世帯とします。）

補装具費も高額障害福祉サービス等給付費の対象となります。

4. 障害者虐待の相談支援事業

(1) 障害者虐待相談センター

障害者への虐待等について、電話相談や面接相談（予約制）、法律相談（予約制）、介護者・養護者のこころの相談（予約制）などを行っています。

(2) 障害者虐待休日・夜間電話相談窓口

土日祝日・時間外に障害者虐待に関する電話相談を行います。

(3) 障害者短期入所ベッド確保等事業

家族等からの虐待により、緊急に障害者を保護する必要がある場合に備え、予め短期入所用ベッドを確保又は空床を活用する事業を行っています。

5. 障害者差別解消の推進

(1) 障害者差別相談センター

障害を理由とする差別に関する相談に応じ、関係者間の調整などを行っています。また、市民・事業者向けの啓発事業なども行っています。

(2) 障害者差別解消支援会議

地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや類似事案の発生防止の取り組みなど、地域の実情に応じた差別の解消のための取り組みを主体的に行うことができるよう開催しています。

(3) 障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業

事業者による障害者への合理的配慮の提供を支援するため、物品購入等に要する費用に対して補助を行っています。

(4) ナゴヤあいサポート事業

障害の特性を理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けを実践する「あいサポーター」等の養成を行っています。

6. 障害福祉人材確保・定着に向けた主な取り組み

(1) 障害福祉の仕事フェア

障害福祉サービス事業所等で働く職員の人材確保や、障害福祉の仕事の魅力を知るきっかけにつなげるイベントとして障害福祉の仕事フェアを開催します。

(2) 福祉人材育成支援助成事業

障害福祉サービス事業所等の職員の資格取得に係る費用の助成を行い、職員のキャリアアップを促進します。

(3) 外国人介護人材等導入支援事業

障害福祉サービス事業所における職員の充足を目的として、外国人介護人材等を初めて雇用しようとする事業所に対し、導入経費補助と相談支援を行います。

(4) 外国人技能実習生（介護職種）受入支援事業

外国人技能実習生（介護職種）を介護事業所等で雇用する際に受講が必須となる入国後講習に係る費用を補助することで、障害福祉サービス事業所等の負担軽減を図ります。

(5) 障害福祉職員奨学金返済支援事業

障害福祉職員の確保、定着及びキャリアアップを図るため、在学中に貸与を受けた奨学金の返済を行う市内障害福祉サービス事業所等の職員を対象に当該返済に要した費用の一部を補助します。

(6) 名古屋市移動支援事業従事者養成支援事業

移動支援事業の従事者の確保を図るため、移動支援事業従事者養成研修の受講に係る費用を助成します。

(7) 高齢・障害福祉職員研修

介護、障害、障害児の事業所の職員等を対象に、職種別・階層別の研修を実施し、業務に関連する知識・技術や円滑な組織運営のための知識を習得してもらい、能力向上を促進します。

7. その他

(1) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置購入補助事業

人工呼吸器を使用する在宅の障害児者及び難病患者等に対し、災害時による大規模な停電発生時において生命を維持する上で必要となる非常用電源装置の購入費補助を行っています。

（２） 身体障害者福祉

身体に障害があっても、安心して生活をすることができるよう、様々な施設福祉サービスや在宅福祉サービスを提供するとともに、自立と社会参加を促進するため、各種施策を障害者基本計画に基づいて実施しています。

1. 身体障害者福祉の機関

身体障害者福祉の実施機関としては、社会福祉事務所と身体障害者更生相談所があり、協力機関としては、身体障害者相談員と障害者基幹相談支援センターがあります。

(1) 社会福祉事務所

身体障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うほか、相談、調査、指導にかかる業務などを行っています。

(2) 身体障害者更生相談所

身体障害者に関して、自立支援医療（更生医療）や補装具費の支給・適合に必要な判定、身体障害者手帳交付事務、施設入所調整会議、その他身体障害に関する相談などを行っています。

また、来所が困難な身体障害者のために、医師、理学療法士、看護師等が訪問し、障害診断、補装具の判定、リハビリテーションや日常生活動作の改善等の相談を行っています。

(3) 身体障害者相談員

身体障害者の中から専門的知識をもった人を相談員（80名）に任命し、身体障害者の更生援護に関する相談・指導や社会福祉事務所をはじめとする関係機関の業務への協力などを行っています。

(4) 障害者基幹相談支援センター

障害者（児）やその家族の地域における生活を支援し、障害者（児）の自立と社会参加の促進を図るため、各区に障害者基幹相談支援センターを設置して、福祉施策などに関する情報提供や、生活ニーズに応じた福祉サービスの利用援助、関係機関の紹介・調整などの援助を行っています。

2. 身体障害者社会参加支援施設

身体障害者を対象に、各種の相談に応じるとともに便宜を供与するため、次のような施設があります。

(1) 身体障害者福祉センター

身体障害者が、各種の相談、機能訓練、学習、交流の促進及びレクリエーションなど各種サービスを総合的に受ける施設です。

(2) 補装具製作施設

義肢・装具を始め福祉用具の製作を行い、主によりよく適合したものを供給するための評価や試作を行っています。

(3) 視聴覚障害者情報提供施設

点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種の情報を製作、提供する施設です。

3. 総合リハビリテーションセンター

障害者に対し、相談から訓練を経て、社会復帰に至るまでの一貫したリハビリテーションサービスを提供する施設で、障害者支援施設、補装具製作施設などからなります。

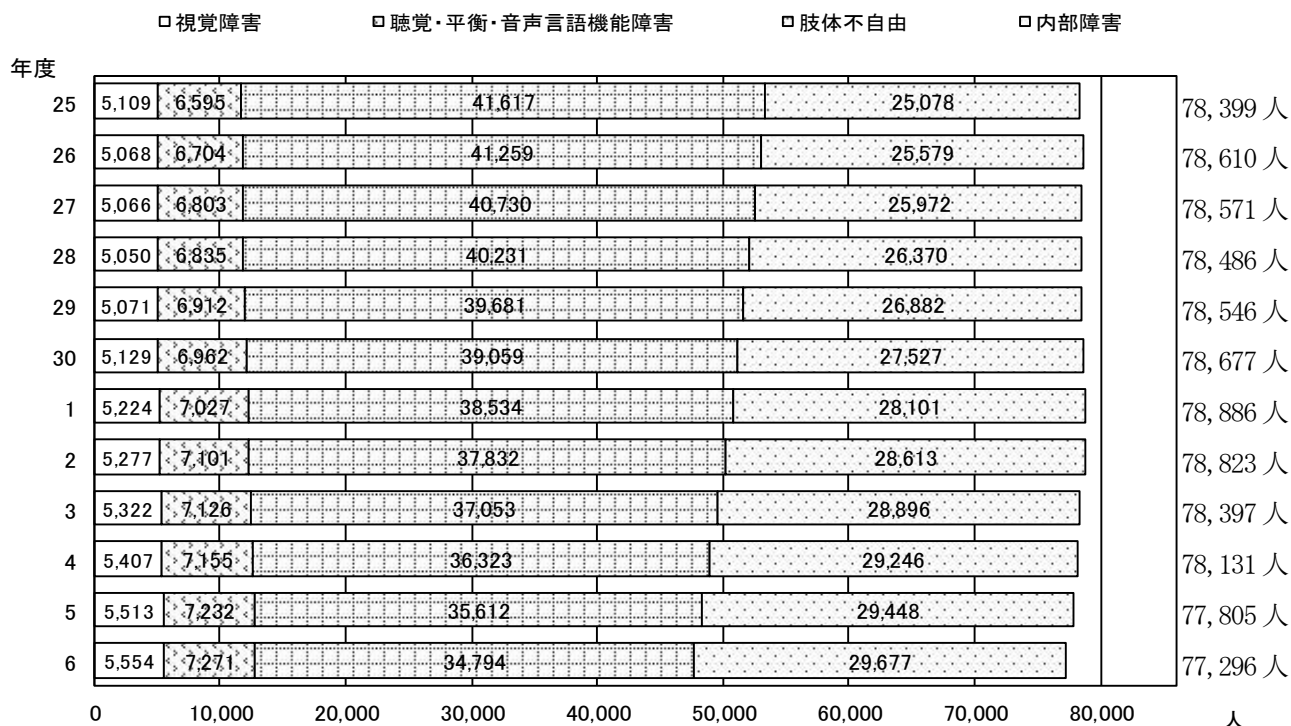
また、交通事故などによる脳損傷が原因で認知障害等を引き起こす高次脳機能障害に対する支援など、専門性を活かした先進的なリハビリテーションに取り組んでいます。

なお、附属病院は、令和7年4月に名古屋市立大学医学部附属病院化しました。

4. 身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法等による各種援護を受けるために、障害の種類や程度を明記した手帳が申請により交付されます。

障害別身体障害者手帳交付の状況



本市には、令和6年度末現在 77,296 人（令和7年4月上旬頃）の手帳所持者がいます。

5. 地域リハビリテーション事業（訪問指導）

在宅の身体障害者等が、居宅でより容易に生活できるよう、理学療法士、作業療法士、ケースワーカー及び住宅相談員が家庭を訪問して相談や助言等を行っています。

6. 重度障害者移動入浴事業

家庭において入浴することが困難な重度障害者（下肢又は体幹機能障害 1・2 級で、1・2 度の愛護手帳を所持する方又は常に介護を要する方）に、移動入浴サービスを提供しています。

7. 補装具費の支給

失われた身体機能を補完又は代替し、かつ長期間にわたって継続的に使用される、車椅子、補聴器等の補装具を購入、借受け又は修理に要する費用について、補装具費を支給しています。

8. 寝具・特殊寝台の貸与

低所得世帯の重度障害者（児）（下肢又は体幹機能障害 1・2 級で、1・2 度の愛護手帳を所持する方又は常に介護を要する方）に、寝具一式や特殊寝台を貸与するとともに、シーツ・カバー類を定期的に交換しています。

9. 重度障害者（児）・難病等日常生活用具給付

重度障害者（児）の日常生活を容易なものとするため、用具を給付しています。

<重度障害者（児）・難病等日常生活用具一覧>

種 目	対 象 者
特 殊 マ ッ ト	・原則3歳以上で、①～⑤のいずれかに該当する方 ① 知的 障害の重度以上の在宅の方 ② 18歳未満の下肢機能障害2級以上の在宅の方 ③ 18歳未満の体幹機能障害2級以上の在宅の方 ④ 18歳以上の下肢機能障害1級で、常時介護を必要とする在宅の方 ⑤ 18歳以上の体幹機能障害1級で、常時介護を必要とする在宅の方 ・難病等の疾患により寝たきりの状態にある在宅の方
特 殊 尿 器	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害1級で、常時介護を必要とする在宅の方 ② 体幹機能障害1級で、常時介護を必要とする在宅の方 ・難病等の疾患により自力で排尿できない在宅の方
入 浴 担 架	原則3歳以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害2級以上で、入浴にあたり家族等他人の介助を必要とする在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上で、入浴にあたり家族等他人の介助を必要とする在宅の方
体 位 変 換 器	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害2級以上で、下着交換等にあたり家族等他人の介助を必要とする在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上で、下着交換等にあたり家族等他人の介助を必要とする在宅の方 ・難病等の疾患により寝たきりの状態にある在宅の方
移 動 用 リ フ ト	・原則3歳以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害2級以上の在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上の在宅の方 ・難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある在宅の方
特 殊 寝 台	難病等の疾患により寝たきりの状態にある在宅の方
訓 練 用 ベ ッ ド	難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある在宅の方
入 浴 補 助 用 具	・原則3歳以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害で、入浴にあたり介助を必要とする在宅の方 ② 体幹機能障害で、入浴にあたり介助を必要とする在宅の方 ・難病等の疾患により入浴にあたり介助を必要とする在宅の方
便 器	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害2級以上の在宅の方 ② 体幹機能障害2級以上の在宅の方 ・難病等の疾患により常時介護を要する在宅の方
特 殊 便 器	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 上肢機能障害2級以上の在宅の方 ② 知的障害 重度以上で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な在宅の方 ・難病等の疾患により上肢機能に障害のある在宅の方
T 字 状 ・ 棒 状 の つ え	・原則3歳以上で、① ～ ④のいずれかに該当する方 ① 平衡機能障害で、歩行が不安定な方 ② 下肢機能障害で、歩行が不安定な方 ③ 体幹機能障害で、歩行が不安定な方 ④ 内部障害で、歩行が不安定な方 ・難病等の疾患により下肢が不自由な方
移 動 ・ 移 乗 支 援 用 具	・原則3歳以上で、① ～ ③のいずれかに該当する方 ① 平衡機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の方 ② 下肢機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の方 ③ 体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする在宅の方 ・難病等の疾患により下肢が不自由な方
頭 部 保 護 帽	・① ～ ⑥のいずれかに該当する方 ① 平衡機能障害で、転倒の危険がある方 ② 下肢機能障害で、転倒の危険がある方 ③ 体幹機能障害で、転倒の危険がある方 ④ 両上肢障害で、転倒の危険がある方 ⑤ 知的障害の重度以上で、医師が必要と認めた方 ⑥ てんかんの発作等により頻繁に転倒する精神障害の1級で、医師が必要と認めた方

<重度障害者（児）・難病等日常生活用具一覧>

種 目	対 象 者
火 災 警 報 器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な①～③のいずれかに該当する障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ① 身体障害の２級以上 ② 知的障害 重度以上 ③ 精神障害の１級
自 動 消 火 器	・火災発生の感知及び避難が著しく困難な①～③のいずれかに該当する障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ① 身体障害の２級以上 ② 知的障害 重度以上 ③ 精神障害の１級 ・火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病等障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
電 磁 調 理 器	18 歳以上で、①～④のいずれかに該当する方 ① 視覚障害 ２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ② 上肢、下肢又は体幹機能障害 ２級以上の方 ③ 知的障害 重度以上の方 ④ 精神障害の １級で、障害のために火の管理が困難な方
歩 行 時 間 延 長 信 号 機 用 小 型 送 信 機	原則学齢児以上で、視覚障害 ２級以上の方
聴 覚 障 害 者 用 屋 内 信 号 装 置	18 歳以上で、聴覚障害 ２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯
浴 槽 湯 沸 器 風 呂 釜	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 下肢機能障害 ２級以上の在宅の方 ② 体幹機能障害 ２級以上の在宅の方
透 析 液 加 温 器	原則 3 歳以上で、腎臓機能障害 ３級以上の自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う方
ネ ブ ラ イ ザ ー	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 呼吸器機能障害 ３級以上の方 ② ①と同程度の身体障害児・者（同程度とは、身体障害者手帳の単独障害 ３級以上及び申立書による） ・難病等の疾患により呼吸器機能に障害のある方
電 気 式 た ん 吸 引 器	・原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 呼吸器機能障害 ３級以上の方 ② ①と同程度の身体障害児・者（同程度とは、身体障害者手帳の単独障害 ３級以上及び申立書による） ・難病等の疾患により呼吸器機能に障害のある方
酸素ボンベ運搬車	18 歳以上で、医療保険における在宅酸素療法を行う方
視 覚 障 害 者 用 音 声 体 温 計	原則学齢児以上で、視覚障害 ２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯
視覚障害者用体重計	原則学齢児以上で、視覚障害 ２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯
視覚障害者用はかり	原則学齢児以上で、視覚障害 ２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯
視覚障害者用血圧計	18 歳以上で、視覚障害 ２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯
パ ル ス オ キ シ メ ー タ ー	① 呼吸器機能障害で、在宅酸素療法を行っている方 ② 心臓機能障害で、在宅酸素療法を行っている方 ③ ①又は②と同程度の障害で、在宅酸素療法を行っている方 ④ 呼吸器機能障害で、人工呼吸器を常時使用している方 ⑤ 心臓機能障害で、人工呼吸器を常時使用している方 ⑥ ④又は⑤と同程度の障害で、人工呼吸器を常時使用している方 ⑦ 難病等の疾患により人工呼吸器を装着している方
聴覚障害者用体温計	原則学齢児以上で、聴覚障害 ２級以上のみの世帯及びこれに準ずる世帯
携 帯 用 会 話 補 助 装 置	原則学齢児以上で、①～③のいずれかに該当する方 ① 音声・言語機能障害で、発声・発語に著しい障害を有する方 ② 肢体不自由で、発声・発語に著しい障害を有する方 ③ 聴覚障害 ２級以上の方
情 報 通 信 ・ 支 援 用 具	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 視覚障害の方 ② 上肢機能障害 ２級以上の方

視覚障害者用 基本ソフト	原則学齢児以上で、視覚障害の方
点字ディスプレイ	18歳以上で、視覚障害の方
地デジが聞ける ラジオ	原則学齢児以上で、視覚障害2級以上の方

<重度障害者（児）・難病等日常生活用具一覧>

種 目	対 象 者
標準型点字器	視覚障害の方
携帯用点字器	視覚障害の方
点字タイプライター	視覚障害2級以上で、原則就学・就労中又は就労が見込まれる方
視覚障害者用 ポータブル レコーダー	原則学齢児以上で、視覚障害の方
視覚障害者用活字 文書読上げ装置	原則学齢児以上で、視覚障害の方
視覚障害者用 拡大読書器 （携帯用含む）	原則学齢児以上で、視覚障害の方
暗所視支援眼鏡	・原則学齢児以上の視覚障害の方で夜盲又は視野狭窄があり、医師が必要と認めた方 ・難病等の疾患により夜盲又は視野狭窄があり、医師が必要と認めた方
視覚障害者用時計	18歳以上で、視覚障害2級以上の方
聴覚障害者用 通信装置	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 聴覚障害で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方 ② 発声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害の方で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方
人工喉頭	音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な方
人工鼻 （付属品のみ）	音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難で、常時埋込型の人工喉頭を使用する方
視覚障害者用 音声ICタグ レコーダー	原則学齢児以上で、視覚障害2級以上の方
パーソナル コンピュータ	原則学齢児以上で、①、②のいずれかに該当する方 ① 上肢機能障害2級以上の方で、文字を書くことが困難な方 ② 言語機能障害かつ上肢機能障害による身体障害2級以上の方で、文字を書くことが困難な方
人工内耳体外機 交換用電池 （使い捨て）	聴覚障害で、人工内耳を装用している方
人工内耳体外機 交換用充電電池・充電器	聴覚障害で、人工内耳を装用している方
ストーマ用装具	① 直腸機能障害で、消化器系ストーマを造設している方 ② ぼうこう機能障害で、尿路系ストーマを造設している方 ③ ぼうこう機能障害で、カテーテルを体内に常時留置することによって、尿路変更を行っている方

種 目	対 象 者
紙 お む つ 等	【ぼうこう機能障害の方】 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着できない方 ② 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害のある方 【直腸機能障害の方】 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着できない方 ② 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある方 ③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 【肢体不自由の方】 脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、発現年齢が6歳未満であり、申請時の年齢が3歳以上の方で医師が認めた方
洗 腸 装 具	【直腸機能障害の方】 ① 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマ変形のためストーマ用装具を装着できない方 ② 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある方 ③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 【肢体不自由の方】 脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方で、発現年齢が6歳未満であり、申請時の年齢が3歳以上の方で医師が認めた方
収 尿 器	排尿の調節が自由にできない、排尿障害のある方
住 宅 改 修	難病等の疾患により下肢又は体幹機能に障害のある在宅の方

10. 身体障害者福祉電話・福祉ファックス

障害者のコミュニケーション及び緊急連絡手段の確保を図るため、福祉電話又は福祉ファックスを貸与しています。（既に電話機（電話回線を含む）を所有する世帯については対象外）

▶対象者（いずれも所得税非課税世帯）

・福祉電話

外出困難な在宅の重度身体障害者（障害程度2級以上）であってコミュニケーション及び緊急連絡の手段として必要性が認められる人

・福祉ファックス

聴覚障害又は音声・言語機能障害の程度が3級以上で音声言語によるコミュニケーション等が困難か支障がある人のみの世帯

11. 緊急通報事業

非常連絡のできる電話（あんしん電話）を重度身体障害者に貸与しています。

▶対象者：外出困難なために緊急時の連絡手段の確保が困難で障害程度が2級以上の人のみの世帯及びそれに準ずる世帯

12. 補助犬育成事業等

身体障害者の自立及び社会参加の促進を図るため身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の育成等に係る経費（飼育費）の助成を行っています。（所得制限があります。）

13. 障害者住宅改造補助事業

障害者の住宅環境を改善するため、専門スタッフによる住宅改造訪問相談を行うとともに、住宅の改造に必要な費用の一部を助成しています。

(1) 対象者：肢体不自由の1～3級の人、視覚障害の1～3級の人、内部障害の1～2級の人、愛護手帳1～3度の人、精神障害者保健福祉手帳1～2級の人、自閉症状群と診断された人

(2) 対象工事：居室、便所、浴室などの改造

(3) 補助額：80万円を限度として補助対象工事の実費額。ただし、所得による自己負担や他制度（介護保険制度等）との調整があります。

14. 障害者自立支援配食サービス

障害者のみの世帯等に対し、配食サービスを実施し、安否の確認もあわせて行っています。

15. 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

単身者等で意思疎通が困難な在宅の重度障害者が医療機関（精神科病院を除く）に入院する場合に、普段から支援を行っているヘルパー等が、コミュニケーション支援を実施します（入院中の病院等における重度訪問介護が利用できる者を除く）。

16. 障害者通院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難な障害者（児）が医療機関に通院して診察を受ける際、医療従事者と円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、普段から支援を行っている事業所職員等が、診察中のコミュニケーション支援を実施します。（身体障害者は、発語が困難な者に限る。精神障害者は、精神科への通院は対象外。）

17. 障害者社会参加促進事業

点訳奉仕員養成講習会	視覚障害者の文化・福祉向上を図るため、点訳奉仕者を養成する点字講習会を開催しています。
朗読奉仕員養成講習会	視覚障害者の教養・文化向上のため、盲人用のテープ・CDに録音する朗読奉仕員を養成する講習会を開催しています。
視覚障害女性社会講座	視覚障害者の女性を対象に料理、茶華道、編物等の講座を実施しています。
歩行訓練事業	視覚障害者が単独で歩行でき、日常生活及び社会生活を安全かつ自由に営むことができるように、歩行訓練を実施しています。
視覚障害青年等社会講座	視覚障害者の青年等を対象として、社会生活に必要な知識の習得や体験交流を図る教室を開催しています。
中途視覚障害者社会講座	中途視覚障害者に対して、将来の生活の方途を見出すために必要な助言、指導及び自活に必要な前訓練としての感覚訓練、点字指導等を行い、社会復帰を図っています。
視覚障害者援護促進事業	視覚障害者のリハビリテーションとして、歩行訓練、日常生活訓練等を実施しています。
聴覚障害者社会教育事業	聴覚障害者が社会生活の知識を吸収し、意見、情報等を交換するための場として、社会教養講座を開講しています。
盲ろう者生活訓練事業	盲ろう者の情報取得の幅を広げるとともに社会参加の促進を図るため、多様なコミュニケーション手段を学ぶ学習会を開催します。

18. 手話奉仕員養成事業

聴覚障害者や音声言語障害者の自立した生活を支援するため、手話で日常会話を行うのに必要な知識・技術を習得した手話奉仕員を養成するための講習会を開催します。

19. 手話通訳者養成事業

聴覚障害者や音声言語障害者の自立した生活を支援するため、手話通訳に必要な専門的知識・技術を習得した手話通訳者を養成するための講習会を開催します。

20. 手話通訳者派遣事業

聴覚障害者や音声言語障害者が公的機関や医療機関を訪問する場合などに、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を派遣します。

21. 要約筆記者養成事業

手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の自立した生活を支援するため、要約筆記に必要な専門的知識・技術を習得した要約筆記者を養成するための講習会を開催します。

22. 要約筆記者派遣事業

聴覚障害者や音声言語障害者が公的機関や医療機関を訪問する場合などに、意思疎通の円滑化を図るため、要約筆記者を派遣します。

23. 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業

盲ろう者（視覚及び聴覚の重複障害者）の自立した生活を支援するため、意思疎通や移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成するための講習会を開催します。（愛知県と合同で開催。）

24. 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者が公的機関や医療機関を訪問する場合などに、意思疎通や移動の円滑化を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

25. 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症者が公的機関や医療機関を訪問する場合などに、意思疎通の円滑化を図るために、支援者を派遣します。

26. 代筆・代読支援員派遣事業

視覚に障害のある方を対象に、代筆代読を行う支援員を派遣します。

27. なごや福祉用具プラザ

福祉用具の展示・相談等を行うとともに、介護知識・技術を習得するための実習・講座等を開催します。また、介護ロボットに関する相談や普及・啓発を実施しています。

28. 聴覚言語障害者情報文化センター

聴覚障害者や音声言語機能障害者の社会参加を促進するため、①各種の相談②手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣③コミュニケーション機器の貸出④字幕入りビデオカセットの製作貸出等、必要とされる情報文化の提供を行う窓口として聴覚言語障害者情報文化センターが開設されています。本市ではこの事業に対し助成しています。

29. 名古屋ライトハウス 情報文化センター

視覚障害者の社会参加を促進するため、視覚障害者が社会生活を送っていくうえで必要な情報を提供する①点字図書の貸出②点字情報誌発行③視覚障害者用図書レファレンスサービス等の事業を実施しています。本市では、この事業に対して助成しています。

30. 福祉バス

障害者の社会参加を促進するため、①研修会・見学会②スポーツ・レクリエーション③その他障害者の福祉増進を図るための事業に対して大型のリフト付福祉バスの貸出しを行っています。本市ではこの事業に対して助成しています。

31. 重度障害者タクシー料金助成

地下鉄・市バスを利用することが困難な重度の身体障害者（身体障害者手帳1・2級又は、3級で愛護手帳1～3度のいずれかとの重複。）がタクシーを利用する場合に1枚あたり500円を上限とし、1乗車につき10枚（5,000円分）まで利用可能な福祉タクシー利用券（年間160枚。ただし、人工透析患者のうち週3回以上通院が必要な方は年間200枚。）を交付し、基本料金及び迎車料金等を助成しています。

重度の身体障害者で外出時に車いす等を使用される方が、リフト付タクシーを利用する場合には1枚あたり2,000円を上限とし、1乗車につき5枚(10,000円分)まで利用可能なリフト付タクシー利用券(年間120枚。ただし、人工透析患者のうち週3回以上通院が必要な方は年間150枚。)を交付しています。(福祉タクシー利用券との選択制です。)

なお、重度障害者タクシー料金助成につきましては、福祉特別乗車券との選択制です。

32. 重度身体障害者リフトカー運行事業

地下鉄、市バス、タクシーの利用が困難な車いす利用の重度身体障害者の方を対象にリフトカーの運行を行っています。なお、事前に利用登録が必要です。予約制。(リフト付タクシー利用券の交付を受けている方は、この事業を利用することができません。)

- (1) 利用料 1時間あたり400円
- (2) 利用回数 原則として月8乗車以内、1乗車の利用は2時間以内
- (3) 運行時間 原則として8時~20時

33. 交通料金の軽減

(1) 福祉特別乗車券の交付

身体障害者手帳の1~4級所持者に対して市営交通機関等が無料乗車できる福祉特別乗車券を交付(1・2級又は3・4級の第1種の方には介護者用も交付)しています。なお、重度障害者タクシー利用券との選択制です。

令和4年2月より、名鉄、J R 東海及び近鉄の鉄道(市内運行区間)並びに名鉄バス及び三重交通の路線バス(原則市内運行区間)への対象交通拡大を実施しました。(運賃相当額を後日支給)

(2) 市営交通料金の割引

福祉特別乗車券を交付されていない身体障害者手帳所持者については割引料金を適用しています。

▶割引料金

- ・市バス 大人100円 小人50円
- ・地下鉄 大人 小人料金と同じ
小人 小人料金の半額 (10円単位で切り上げ)

介護者についても、割引制度があります。

(3) 旅客鉄道株式会社(J R)旅客運賃の割引

ア 普通乗車券:介護者とともに利用する第1種身体障害者の場合、距離に関係なく、本人及び介護者は50%割引されます。本人が単独で利用する第1種及び第2種の身体障害者の場合は、片道100キロを超える場合に限り50%割引されます。

イ 定期乗車券:介護者とともに利用する場合で、12歳以上の第1種身体障害者は、距離に関係なく本人及び介護者は50%(自動車線は30%)割引され、12歳未満の第1種及び第2種の身体障害者は、介護者のみ50%割引(通勤定期乗車券を発売)されます。

ウ 回数券・急行券:介護者とともに利用する第1種身体障害者の場合、本人及び介護者は、50%割引されます。(特別急行等は除く)

(4) 航空旅客運賃の割引

満12歳以上の身体障害者手帳所持者が利用する場合、本人及び介護者の普通大人片道料金が各航空運送事業者により割引される場合があります。

34. 身体障害者自動車運転免許取得補助金

身体障害者手帳所持者が自動車教習所に入所し、自動車運転免許証を取得した場合、その費用の3分の2に相当する額(ただし、10万円を限度とします)を補助しています。

35. 身体障害者自動車改造補助金

就労等の促進を図るため、身体障害者手帳所持者が自ら所有し、運転する自動車(操向装置、駆動装置など)を改

造する必要がある場合に、10 万円を限度として改造実費額を補助しています。

36. 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合及び第1種身体障害者が乗車し、その介護者が運転する場合で有料道路を利用する場合に、通常料金の50%が割引されます。制度の利用には事前手続きが必要です。

なお、ETC 無線通行（ノンストップ走行）を利用する場合、割引が適用される自動車の事前登録（障害者1人につき1台を登録）及び有料道路事業者への事前申請が必要です。

37. 肢体障害者自立促進事業

肢体障害者の社会参加を促進するため、自立生活の相談に応ずるとともに車いすの貸出しを行っています。本市では、この事業に対して助成しています。

38. 読書環境の整備

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の成立を踏まえ、点字図書館と公共図書館等との連携を強化するほか、テキストデータ化ボランティアの養成やデジタイズ図書館再生機器の視覚以外の障害者への貸出等により読書環境の整備を推進します。

39. 障害者 ICT サポート推進事業

視覚障害者に対し、自宅等を訪問し、パソコン、スマートフォン等を利用するための操作支援を行っています。

40. 重症心身障害児者施設「ティンクルなごや」

北区クオリティライフ21 城北内において、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害児者が安心して生活できるよう、入所により生活の支援や医療的なケアを提供します。

41. その他の援護

市営住宅への入居あっせん・家賃等の減額（1～4級）、東山動植物園等の無料入場、市県民税・軽自動車税（種別割）の減免、上・下水道料の軽減及びおんたけ休暇村の使用料の割引等を行っています。

42. 各種制度

(1) 特別児童扶養手当	}	「知的障害者福祉」86 頁〔第4章4-3 (3)〕参照
(2) 障害児福祉手当		
(3) 特別障害者手当		
(4) 愛知県在宅重度障害者手当		
(5) 重度障害者（児）給付金	}	「障害者総合支援法による制度等」69 頁〔第4章4-3 (1)〕参照
(6) 外国人障害者給付金		
(7) 障害者虐待の相談支援事業	}	「福祉医療」109～111 頁〔第4章4-4 (8)〕参照
(8) 障害者医療費助成		
(9) 福祉給付金	}	「国民年金」103～105 頁〔第4章4-4 (5)〕参照
(10) 名古屋歯科保健医療センター(障害者歯科)		
(11) 障害基礎年金	}	「年金生活者支援給付金」106 頁〔第4章4-4 (6)〕参照
(12) 特別障害給付金		
(13) 年金生活者支援給付金	}	

（３） 知的障害者福祉

知的に障害があっても、安心して生活をする事ができるよう、様々な施設福祉サービスや在宅福祉サービスを提供するとともに、自立と社会参加を促進するため、各種施策を障害者基本計画に基づいて実施しています。

1. 知的障害者福祉の機関

知的障害者福祉の実施機関としては、社会福祉事務所と知的障害者更生相談所があり、協力機関としては、知的障害者相談員と障害者基幹相談支援センターがあります。

（１） 社会福祉事務所

知的障害者の福祉に関し、実情の把握につとめるほか、相談、調査、指導にかかわる業務などを行っています。

（２） 知的障害者更生相談所

知的障害者に関する問題の相談に応ずるほか、医学的、心理学的及び職能的判定や指導を行っています。

（３） 知的障害者相談員

市長に委嘱された人（55人）が、知的障害者の養育や、生活上の問題など身近な相談に応じています。

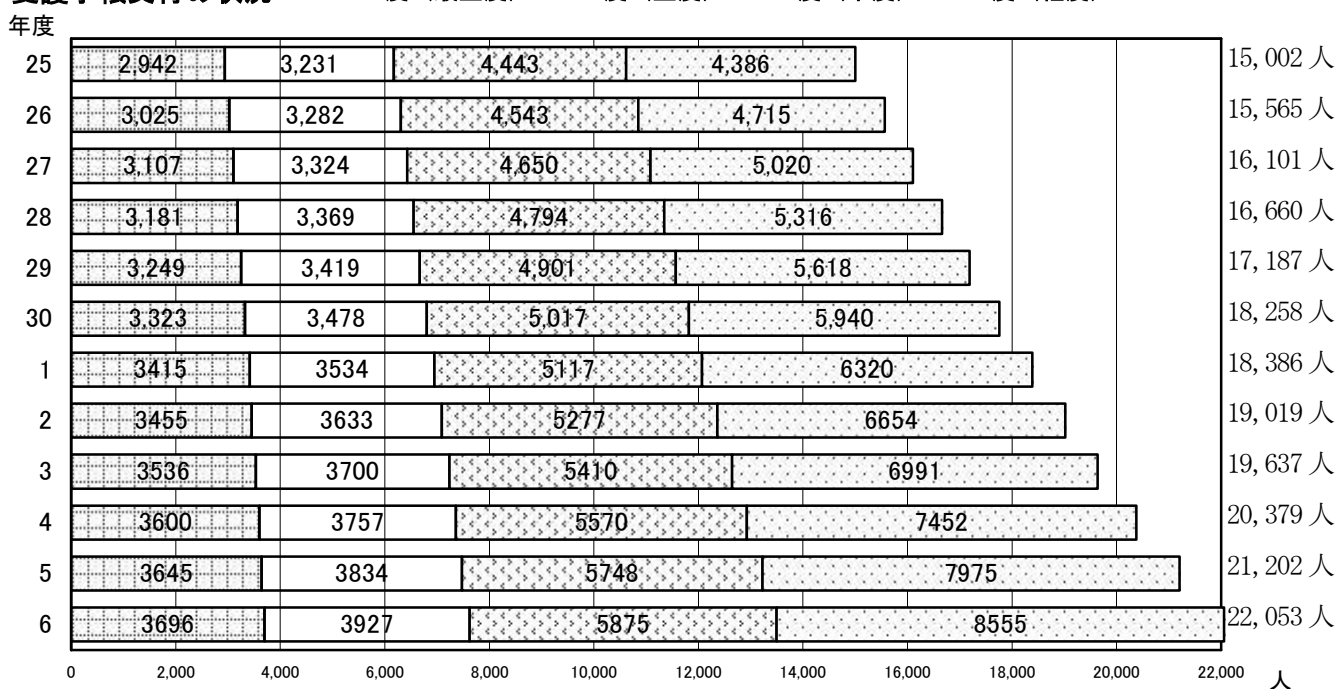
（４） 障害者基幹相談支援センター（74頁〔第4章4-3(2)〕参照）

2. 愛護手帳の交付

知的障害者に対する一貫した指導・相談や各種の援護を受けやすくするために、申請により愛護手帳を交付しています。令和7年度末現在22,053人の手帳所持者がいます。

愛護手帳交付の状況

□1度（最重度） □2度（重度） □3度（中度） □4度（軽度） ■



3. 職親制度

知的障害者が自立更生を図るため、一定期間職親のもとで、生活指導及び技能習得訓練を受け、就職に必要な素地を身につけようとするものです。

4. 心身障害者扶養共済事業

障害児（者）の保護者が死亡したり、身体に著しい障害を有する状態となった場合に年金を支給して、障害児（者）の生活の安定を図ることを目的とした心身障害者扶養共済事業を行っています。

(1) 掛金の額（2口まで加入できます。）

1口につき月額9,300円～23,300円（平成20年3月31日現在加入者は、5,600円～14,500円）

1口目、2口目とも、加入年度4月1日時点の保護者の年齢により決まります。

(2) 年金の額

1口加入月額20,000円

2口加入月額40,000円

5. ふれあい教室

在宅のおおむね15歳以上の知的障害者を対象に、社会参加と余暇活動の充実を図るため、料理教室等を開催しています。本市ではこの事業に対して助成しています。

6. 障害者青年学級

心身に障害のある青年が、仲間やボランティアの人たちとともに学習やスポーツ・レクリエーションなどの集団活動をはじめ、地域社会と関わり交流することを通して、豊かな生活の構築を図るとともに、社会の一員として活動することを促すために、市内の団体・サークルに補助金を交付しています。

7. 成年後見あんしんセンター

知的障害等によって判断能力が不十分となり、自分一人では契約や財産管理が難しい方が安心して生活できるよう、成年後見制度に関する相談や利用支援を行っています。また、ボランティアで後見活動を担う市民後見人の養成なども行っています。

8. 障害者・高齢者権利擁護センター

知的障害者等の主体性・自主性を尊重し、安心して地域生活を送れるよう、権利擁護・財産管理等の相談に応じ、金銭管理サービス等の生活支援を行っています。

9. 障害者自立支援配食サービス

障害者のみの世帯等に対し、配食サービスを実施し、安否の確認もあわせて行っています。

10. 重度障害者（児）日常生活用具給付

重度障害者（児）の日常生活を容易なものとするため、用具を給付します。

11. 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

単身者等で意思疎通が困難な在宅の重度障害者（児）が医療機関（精神科病院を除く）に入院する場合に、普段から支援を行っているヘルパー等が、コミュニケーション支援を実施します（入院中の病院等における重度訪問介護が利用できる者を除く）。

12. 障害者通院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難な障害者（児）が医療機関に通院して診察を受ける際、医療従事者と円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、普段から支援を行っている事業所職員等が、診察中のコミュニケーション支援を実施します。（身体障害者は、発語が困難な者に限る。精神障害者は、精神科への通院は対象外。）

13. 各種手当

手当の種類	受給資格者	支給要件	支給月額	所得制限
特別児童扶養手当	身体又は精神に障害を有する20歳未満の児童を監護している親又は養育者 ただし、次の人を除く ・障害児が障害を支給事由とする給付（年金）を受け取ることができること ※原則として、認定診断書により認定します。	〈1級〉 ・重度の身体障害（身体障害手帳1・2級） ・重度の精神障害（知的障害の場合IQ35以下）	56,800円	あり
		〈2級〉 ・中度の身体障害（身体障害手帳3級及び4級の一部） ・中度の精神障害（知的障害の場合IQ50以下）	37,830円	
障害児福祉手当	20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とするもの ただし次の人を除く ・障害を支給事由とする給付（年金）を受け取ることができる人（5号を除く） ・5号については愛知県在宅重度障害者手当の所得制限を超えている人 ※原則として、認定診断書により認定します。	〈1号〉 身体障害手帳1・2級かつ愛護手帳1・2度	29,750円	あり
		〈2号〉 ・愛護手帳1度 ・身体障害手帳1・2級で全面介助を要すること ・身体障害手帳1・2級で進行性筋萎縮症 ・医師に自閉症状態と診断されたこと	22,500円	
		〈3号〉 上記1号、2号に該当しない ・身体障害手帳1級・2級 ・愛護手帳2度	17,250円	
		〈4号〉 上記1号～3号に該当しないこと	16,100円	あり
		〈5号-1〉 上記1号に該当する障害を有し、所得制限を超過又は障害を事由とする年金等を受けていること 〈5号-2〉 上記2号に該当する障害を有し、所得制限を超過又は障害を事由とする年金等を受けていること	14,250円 15,750円	
特別障害者手当	20歳以上であって、政令で定める程度の著しい重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とするもの 〔継続して3ヵ月を超えて入院している人を除く〕 ※原則として認定診断書により認定します。	〈1種〉 身体障害手帳1・2級かつ愛護手帳1・2度	41,440円	あり
		〈2種〉 ・身体障害手帳1・2級 ・愛護手帳1・2度	35,640円	
		〈3種〉 上記の1種、2種に該当しないこと	34,590円	
愛知県在宅重度障害者手当	重度障害者（児） 〔特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当等の受給者を除く〕	〈1種〉 身体障害手帳1・2級かつ愛護手帳1・2度	15,500円	あり
		〈2種〉 ・身体障害手帳1・2級 ・愛護手帳1・2度 ・身体障害手帳3級かつ愛護手帳3度 ※平成20年4月1日以降、65歳以上で新たに手帳の交付を受けた方は対象外	6,750円	
重度障害者（児）給付金	重度障害者（児） 〔特別障害者手当、障害児福祉手当、各種基礎年金、旧国民年金法に基づく障害年金、外国人障害者給付金、特別障害給付金の受給者を除く〕	次のいずれかに該当する者であって、かつ11月分の愛知県在宅重度障害者手当又は経過福祉手当の受給資格を有する者 ・身体障害手帳1・2級 ・IQ35以下 ・身体障害手帳3級かつIQ36～50	年額 20,000円	あり

注) いずれの手当も、入所施設に入所しているときは支給されません。支給額は予定です。今後、支給額が変わることがあります。

外国障害者給付金	昭和57年1月1日 日本国内に居住地登録していた20歳以上の障害者で昭和57年1月1日前に障害の初診日がある方	・身体障害手帳1・2級 ・愛護手帳1・2度 ・精神障害者保健福祉手帳1級	36,000円	あり
----------	--	--	---------	----

注) 公的年金等、他都市の同様の趣旨の給付金を受給している場合は、支給額が調整されます。生活保護、中国残留邦人等の支援給付を受給中の方は支給されません。

14. 交通料金の軽減

(1) 福祉特別乗車券の交付

愛護手帳所持者に対して市営交通機関等が無料乗車できる福祉特別乗車券を交付（1～3度の方には介護者用も交付）しています。なお、重度障害者タクシー利用券との選択制です。

令和4年2月より、名鉄、JR東海及び近鉄の鉄道（市内運行区間）並びに名鉄バス及び三重交通の路線バス（原則市内運行区間）への対象交通拡大を実施しました。（運賃相当額を後日支給）

(2) 市営交通料金の割引

福祉特別乗車券を交付されていない愛護手帳所持者については割引料金を適用しています。

(3) 旅客鉄道株式会社（ＪＲ）旅客運賃の割引

ア 普通乗車券：介護者とともに利用する第１種知的障害者の場合、距離に関係なく、本人及び介護者は50%割引されます。本人が単独で利用する第１種及び第２種の知的障害者の場合は、片道100キロを超える場合に限り50%割引されます。

イ 定期乗車券：介護者とともに利用する場合で、12歳以上の第１種知的障害者は、距離に関係なく本人及び介護者は50%(自動車線は30%)割引され、12歳未満の第１種及び第２種の知的障害者は、介護者のみ50%割引(通勤定期乗車券を発売)されます。

ウ 回数券・急行券：介護者とともに利用する第１種知的障害者の場合、本人及び介護者は、50%割引されます。(特別急行等は除く)

(4) 航空旅客運賃の割引

満12歳以上の知的障害者(愛護手帳(療育手帳)所持者)が利用する場合、本人及び介護者の普通大人片道料金が各航空運送事業者により割引される場合があります。

15. 重度障害者タクシー料金助成

地下鉄、市営バスを利用することが困難な重度の知的障害者(愛護手帳１・２度又は３度で身体障害者手帳１～３級との重複)がタクシーを利用する場合、１枚あたり500円を上限とするタクシー利用券(年間160枚、１乗車につき10枚(5,000円分)まで利用可能)を交付し、基本料金及び迎車料金等を助成します。なお、福祉特別乗車券との選択制です。

16. 有料道路通行料金の割引

第１種知的障害者が乗車し、その介護者が運転する場合で有料道路を利用する時に、通行料金の50%が割引されます。制度の利用には事前の手続きが必要です。

なお、ETC無線通行(ノンストップ走行)を利用する場合、割引が適用される自動車の事前登録(障害者１人につき１台を登録)及び有料道路事業者への事前申請が必要です。

17. その他の援護

市営住宅への入居あっせん・家賃等の減額(減額は１～３度)、東山動植物園等の無料入場、市県民税・軽自動車税(種別割)の減免、上・下水道料の軽減及びおんたけ休暇村の使用料の割引等を行っています。

18. 各種制度

(1) 重度障害者移動入浴事業	}	「身体障害者福祉」75・79頁〔第４章４-3 (2)〕参照
(2) 寝具・特殊寝台の貸与		
(3) 障害者住宅改造補助		
(4) 障害者医療費助成		
(5) 福祉給付金	}	「福祉医療」109～111頁〔第４章４-4 (8)〕参照
(6) 名古屋歯科保健医療センター(障害者歯科)		
(7) 障害基礎年金	}	「国民年金」103～105頁〔第４章４-4 (5)〕参照
(8) 特別障害給付金		
(9) 年金生活者支援給付金	}	「年金生活者支援給付金」106頁〔第４章４-4 (6)〕参照
(10) 重症心身障害児者施設「ティンクルなごや」		
	}	「身体障害者福祉」83頁〔第４章４-3 (2)〕参照

● (4) 精神障害者福祉

精神障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方の、自立と社会経済活動への参加を促進するために、各種施策を障害者基本計画に基づいて実施しています。

1. 精神障害者福祉の機関

(1) 区役所・支所

精神障害者保健福祉手帳の交付申請、自立支援医療（精神通院医療）及び居宅介護等の障害福祉サービスに関する支給申請を始めとして精神障害者の福祉施策の窓口となっています。

(2) 精神保健福祉センターこころば

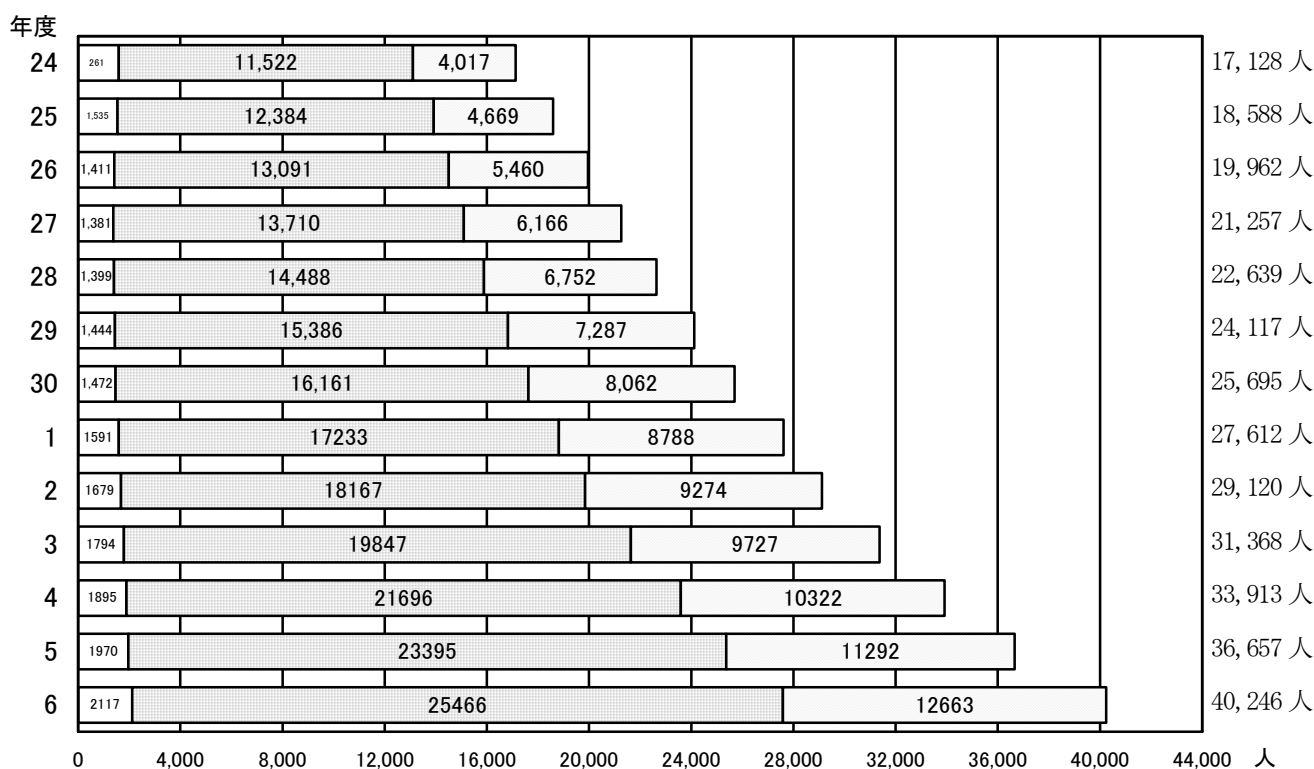
精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の判定・決定を行うとともに、障害福祉サービスの給付に関する意見を述べます。

(3) 障害者基幹相談支援センター（74 頁〔第 4 章 4-3(2)〕参照）

2. 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害があるために、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方に対し、申請により精神障害者保健福祉手帳を交付しています。この手帳は、一定の精神障害の状態にあることを証する手段となることにより、手帳の交付を受けた方に対し、各種支援策が講じられることを目的としています。

精神障害者保健福祉手帳交付の状況（各年度末現在）



3. 安全・安心な生活環境の整備

(1) 住宅・住環境の整備の推進

ア 市営住宅における住宅の確保など

(ア) 市営住宅の福祉向け募集（障害者世帯向）

確保された市営住宅の福祉向け募集における障害者入居枠について、募集を行います。

4. 情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の充実

(1) 情報・意思疎通の支援の充実

ア 人材の養成や活用の推進

(ア) 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

単身者等で意思疎通が困難な在宅の重度障害者(児)が医療機関(精神科病院を除く)に入院する場合に、普段から支援を行っているヘルパー等が、コミュニケーション支援を実施します(入院中の病院等における重度訪問介護が利用できる者を除く)。

意思疎通が困難な障害者(児)が医療機関に通院して診察を受ける際、医療従事者と円滑にコミュニケーションを図ることができるよう、普段から支援を行っている事業所職員等が、診察中のコミュニケーション支援を実施します。(精神科への通院は対象外)

5. 権利擁護の推進

(1) 障害者・高齢者権利擁護センターの運営支援

精神障害者等の主体性・自主性を尊重し、安心して地域生活を送れるよう、権利擁護・財産管理等の相談に応じ、金銭管理サービス等の生活支援を行っています。

(2) 成年後見制度の利用促進

ア 成年後見あんしんセンター

精神障害等によって判断能力が不十分となり、自分一人では契約や財産管理が難しい方が安心して生活できるよう、成年後見制度に関する相談や利用支援を行っています。また、ボランティアで後見活動を担う市民後見人の養成なども行っています。

6. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 地域生活を支援するサービスの量的・質的充実

ア 在宅サービスの拡充

(ア) 障害者自立支援配食サービス

障害者のみの世帯等に対し、配食サービスを実施し、安否の確認もあわせて行っています。

イ 外出支援施策の推進

(ア) 福祉特別乗車券の交付

精神障害者保健福祉手帳所持者に対して市営交通機関等が無料乗車できる福祉特別乗車券を交付(1～2級の方には介護者用も交付)しています。なお、重度障害者タクシー利用券との選択制です。

令和4年2月より、名鉄、J R 東海及び近鉄の鉄道(市内運行区間)並びに名鉄バス及び三重交通の路線バス(原則市内運行区間)への対象交通拡大を実施しました。(運賃相当額を後日支給)

(イ) 市営交通料金の割引

福祉特別乗車券を交付されていない精神障害者保健福祉手帳所持者については割引料金を適用しています。

(ウ) 航空旅客運賃の割引

満12歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者が利用する場合、本人及び介護者の普通大人片道料金が各航空運送事業者により割引される場合があります。

(エ) 重度精神障害者タクシー料金助成

地下鉄・市バスを利用することが困難な重度の精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級所持者)がタクシーを利用する場合に1枚あたり500円を上限とするタクシー利用券(年間160枚、1乗車につき10枚(5,000円分)まで利用可能)を交付し、基本料金及び迎車料金等を助成します。なお、福祉特別乗車券との選択制です。

(オ) 旅客鉄道株式会社(J R)旅客運賃の割引

ア 普通乗車券: 介護者とともに利用する第1種精神障害者の場合、距離に関係なく、本人及び介護者は50%割引されます。本人が単独で利用する第1種及び第2種の精神障害者の場合は、片道100キ

ロを超える場合に限り 50%割引されます。

イ 定期乗車券：介護者とともに利用する場合で、12 歳以上の第 1 種精神障害者は、距離に関係なく本人及び介護者は 50%(自動車線は 30%)割引され、12 歳未満の第 1 種及び第 2 種の精神障害者は、介護者のみ 50%割引(通勤定期乗車券を発売)されます。

ウ 回数券・急行券：介護者とともに利用する第 1 種精神障害者の場合、本人及び介護者は、50%割引されます。(特別急行等は除く)

ウ 経済的施策の充実

(ア) 外国人障害者給付金支給事業

昭和 56 年に改正された国民年金法が施行される以前に 20 歳に達していた外国人で障害基礎年金等を受けることができない重度精神障害者に対し、給付金を支給します。

7. その他の援護

市営住宅の家賃等の減額(減額は 1～2 級)、東山動植物園等の無料入場、市県民税・軽自動車税(種別割)の減免、上・下水料の軽減及びおんたけ休暇村の使用料の割引等を行っています。

8. 各種制度

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 重度障害者(児)日常生活用具給付事業 | } 「身体障害者福祉」 75 頁・79 頁〔第 4 章 4-3 (2)〕参照 |
| (2) 障害者住宅改造補助 | |
| (3) 特別児童扶養手当 | } 「身体障害者福祉」 80 頁〔第 4 章 4-3 (2)〕参照
「知的障害者福祉」 86・87 頁〔第 4 章 4-3 (3)〕参照 |
| (4) 障害者通院時コミュニケーション支援事業 | |
| (5) 障害児福祉手当 | |
| (6) 特別障害者手当 | |
| (7) 外国人障害者給付金 | } 「障害者総合支援法による制度等」 72 頁〔第 4 章 4-3 (1)〕参照 |
| (8) 障害者虐待の相談支援事業 | |
| (9) 障害者医療費助成 | } 「福祉医療」 109～111 頁〔第 4 章 4-4 (8)〕参照 |
| (10) 福祉給付金 | |
| (11) 障害基礎年金 | } 「国民年金」 103～105 頁〔第 4 章 4-4 (5)〕参照 |
| (12) 特別障害給付金 | |
| (13) 年金生活者支援給付金 | } 「年金生活者支援給付金」 106 頁〔第 4 章 4-4 (6)〕参照 |

● (5) 障害者就労支援の促進

就労に向けての支援や働く場の確保、活動しやすい環境づくりを通じて、社会的に自立した生活の実現と、社会参加の促進を図ります。

1. 施設から一般就労への移行促進

福祉、労働、教育、企業など就労支援を推進するためのネットワークの構築のために以下の事業を行います。

(1) 障害者就労支援推進会議の開催

(2) 職業能力開発プロモーターの配置

障害者の実習や訓練を受け入れる企業の開拓などを行う職員を配置します。

(3) 障害者就労支援にかかる人材の育成

就労移行支援事業に携わる職員向けの研修を実施します。

(4) 障害者雇用に向けた啓発

障害者雇用の促進を図るため、雇用率未達成企業等への働きかけや優良企業の表彰を行います。

(5) 就労定着支援事業

就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所、グループホームの利用者が一般企業などへ就労した後、引き続き施設職員が就労定着のために職場や自宅などへ訪問して、助言・指導などの支援を行った場合に助成を行います。

2. 障害者就労施設等向け支援

障害者優先調達推進法に基づき、障害者の自立の促進に資するため「名古屋市による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を定めています。

この方針は、市内の事業所等での障害者雇用数が、常用雇用労働者数の一定割合以上である企業を「障害者雇用促進企業」として認定し、本市の行う指名競争入札において優先指名を受けることができる優遇措置などを実施しています。また、登録された市内の障害者就労施設等の物品や役務について、通常は競争入札に付される金額の物品の購入や役務の提供を受けるにあたって、随意契約することができるなどの優遇措置を実施しています。

3. 障害者雇用支援センター及び障害者就労支援センター

一般就労や継続就労が困難な障害者に対し、就労面及び日常生活上の相談・支援を一体的に行うことにより、障害者の雇用の促進を図ります。

4. 障害者就労支援窓口「ウェルジョブなごや」

障害者雇用の推進及び工賃・賃金の向上を図るため、企業及び障害者就労支援施設に対する相談支援や障害者の職場定着支援、製品の販路拡大等の支援を実施します。

5. 重度障害者等就労支援事業

重度障害者等が働く場合において、通勤時や就労中に必要な支援をヘルパーが行います。